

「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」の 開催の経緯及び論点について

1 開催の経緯

篤志面接活動の在り方やその充実化方策等については、かねてから検討されてきましたが、令和6年3月開催の理事会において、次のような問題提起がなされました。

- ・ 刑事施設において近く拘禁刑が導入され、被収容者に対する教育指導が一層充実されようとしているこの時期に、長期的ビジョンに立って篤志面接活動の在り方、その役割等について議論し、篤志面接委員としてやるべきこと、期待されることを改めて検討していく必要があるのではないか。
- ・ 犯罪非行のない社会を実現することは、刑事司法の分野だけでなく広く社会福祉等の分野とも関連して初めて実現できる課題であり、現在刑事司法や福祉等の分野で生じているパラダイムシフトに対応した新しい篤志面接活動の在り方を探るべく法務省担当部局も交えた議論を深めていく必要があるのではないか。

さらに、同年5月開催の理事会において、「当面する諸課題と今後の篤志面接委員活動の在り方の件」を議案としたところ、①篤志面接委員の法的位置付け、②選考と更新手続き、③施設ごとの委嘱人員の適正数、④今後の活動として強化・進化させるべき教育指導及び社会復帰支援の方策など、多方面に渡る意見が出されました。

そこで、これらに関する検討を「これからの篤志面接活動の在り方に関する検討会」（略称：篤面の在り方検討会）において行うこととし、同年9月から1年程度をかけて、毎月1回程度、実施することとしました。検討会は、会長、副会長、常任理事等の連盟役員をもって構成し、矯正局成人矯正課からも担当者（補佐官及び事務官）に参加していただいています。

2 検討会の論点

検討会における主な論点は、次のとおりです。

（1）篤志面接活動の範囲と重点に関する論点

ア 刑事施設に関する事項

○ 活動の広がりの可能性について

令和7年6月から従来の懲役・禁錮刑に代わって拘禁刑が導入され、これまで以上に個々の被収容者の特性に応じた処遇が充実されることにより、各種分野の専門家である篤志面接委員が教育指導に関与する可能性や範囲が広がるのではないか。刑執行開始時の指導や釈放前の指導の場面以外でも、篤志面接委員が有効に活動できる場面について検討したい。

○ 個別の面接相談の機会の広がりについて

制度発足当初は、精神的煩悶、家庭相談、法律相談などの個別の面接相談が全体の7割を超えていたが、現在では3割にも満たない。その理由は様々考えられるが、今後に向けて個別の面接相談の機会を広げるためには、どのような方策が考えられるかについて検討したい。

○ 刑事施設との意見交換について

個々の施設や被収容者によっても篤志面接委員に対するニーズは異なるため、今後の活動の在り方についても施設職員との意見交換を通じて検討することが必要となる。そのため、幹部職員も含めて篤志面接委員との意見交換をどのように進めていくべきか検討したい。

イ 少年院に関する事項

○ 活動の基本的在り方について

現在、在院者との相談面接については、複数回にわたって行い、その人格形成や精神的成長を支援する役割が中心となっているが、そのスタイルを基本的に維持していくことが適当か確認したい。また、在院者の人間性を豊かにする趣味・教養の指導について、更に充実化する余地はないか検討したい。

(2) 組織、定数に関する論点

ア 連盟組織の強化、広報活動等の充実化に関する事項

○ 連盟組織の強化を図る上で、現状の予算、連盟事務局の状況等からどのような組織が現実的に考えられるか検討したい。

○ 広報活動の充実化は、篤志面接委員の社会的認知度を高めることと結びついているが、認知度が高まれば高まるほど篤志面接委員の選考過程の透明化が求められる。後述のエの問題と合わせて議論する必要がある。

イ 施設ごとの篤志面接委員定数の基準化に関する事項

○ 現在のところ、実際の委員数は刑事施設で4名～26名、少年院で3名～16名となっている（支所や分院もそれぞれ独立して数えている）。委員の定数を基準化することの是非について検討したい。

ウ 賛助会員の増、基本財産の増など財政的強化を図ることに関する事項

○ 具体的な方策として、どのような対策が考えられるか。

エ 委員の選考、審査の厳格化（選考と再任に際して）に関する事項

○ 形骸化しているとの指摘があるが、現状を改善するとしてどのような方策が考えられるか。

(3) 法律上の位置付けに関する論点

ア 篤志面接委員とその活動の法定化に関する事項

○ 篤志面接委員を法定化するとして、その理由（立法事実）はなにか。現状で、どういう問題が生じているのか検討したい。

○ 他の民間協力者との均衡について

篤志面接委員の他にも「犯罪や非行のある者の改善更生を助ける」職務に従事する民間協力者として、教誨師を始め、犯罪被害者ゲストスピーカー、薬物事犯グループミーティング講師、アルコール依存回復プログラム講師、性犯罪者処遇プログラムアドバイザー、健康運動指導士、認知症サポーター養成研修等講師、社会復帰支援プログラム外部講師、暴力団離脱指導外部専門家など多様な専門家が活動している現状にある。その中で、篤志面接委員だけを法定化することができるのか。

○ 篤志面接委員の職務の特殊性について

そもそも篤志面接委員の果たしている役割は何かを再確認し、その職務の特殊性から法定化することに積極的意義があるか検討したい。仮にあるとして、他の民間協力者の果たす役割との違い、その役割を矯正教育・矯正指導や社会復帰支援という制度の下でどのように位置付けるのかについて整理する。

イ 篤志面接委員の名称の変更に関する事項

篤志面接委員の果たしている役割から、今以上にふさわしい名称としてどのようなものが考えられるか検討したい。